

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程（16 経教 規程第38号）を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第38号</p> <p>第1条～第9条 省略</p> <p>（産業医）</p> <p>第10条 事業場ごとに、法令で定める数の産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、法令で定める要件を備えた者のうちから学長が選任又は解任する。</p> <p>3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。</p> <p>一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>二 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>三 作業の管理に関すること。</p> <p>四 職員の健康管理に関すること。</p> <p>五 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>六 労働衛生教育に関すること。</p> <p>七 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>5 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害の恐れのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第11条～第36条 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>（産業医）</p> <p>第10条 事業場ごとに、法令で定める数の産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、法令で定める要件を備えた者のうちから学長が選任又は解任する。</p> <p>3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。</p> <p>一 健康診断の実施及び労働時間等の状況<u>その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施</u>、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>二 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>三 作業の管理に関すること。</p> <p>四 職員の健康管理に関すること。</p> <p>五 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>六 労働衛生教育に関すること。</p> <p>七 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>5 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害の恐れのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第11条～第36条 省略（現行どおり）</p>	

附 則 省略

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び <u>遺伝子実験施設</u>
小金井地区	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、 <u>機器分析センター</u> 、 <u>留学生センター</u> 及び総合情報メディアセンター

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
省略	省略	省略
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
（新設）	（新設）	（新設）
省略	省略	省略
<u>留学生センター</u>	<u>留学生センター長</u>	<u>留学交流推進チームリーダー</u>
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	学術情報チームリーダー

附 則 省略（現行どおり）

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター、 <u>遺伝子実験施設</u> 、 <u>女性キャリア支援・開発センター</u> （府中）及び <u>キャリアパス支援センター</u>
小金井地区	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、 <u>国際センター</u> 、 <u>機器分析センター</u> 、総合情報メディアセンター及び女性キャリア支援・開発センター（小金井）

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
<u>国際センター</u>	<u>国際センター長</u>	<u>留学交流推進チームリーダー</u>
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
削除	削除	削除
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	学術情報チームリーダー
女性キャリア支援・開発センター	女性キャリア支援・開発センター長	<u>総務チームリーダー</u>

	キャリアパス支援センター	キャリアパス支援センター長	学務チームリーダー	
--	--------------	---------------	-----------	--

附 則（19教規程第30号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。ただし、別表第1（第4条関係）中、女性キャリア支援・開発センターについては平成18年9月1日から、キャリアパス支援センターについては平成19年8月1日から適用する。